

中村学園三陽高等学校奨学生規程

平成29年9月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、中村学園三陽高等学校(以下「本校」という。)の建学の精神に賛同して、本校に入学した生徒に対し、奨学金を支給することにより、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生は、育英奨学生及び特技奨学生とする。

(奨学金)

第3条 奨学金は、中村学園特別奨学基金より生ずる果実をもってこれに充てる。

(奨学生の数)

第4条 奨学生の数は、校長と理事長が協議のうえ決定する。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生の資格は、次のとおりとする。

(1) 育英奨学生

国公立大学・難関私立大学等への進学を希望し、向学心に富み、優れた素質を有する者で、次のいずれかに該当する者。

- ① 中学校での学業成績が優秀であり、所属中学校長の推薦を受けた者。
- ② 本校の実施する入学試験において、優秀な成績を修めた者。
- ③ 在学中の学業成績が優秀である者。
- ④ 在学中の学業成績が優良であり、かつ生活態度が他の生徒の模範とするに足る者で、家庭の事情のため、学資の支弁が著しく困難になった者。

(2) 特技奨学生

自己の特技を伸ばそうと志し、学習活動においても真剣に努力し、次のいずれかに該当する者。

- ① 中学時に部活動又は特別活動に属し、その成績が優秀であった者。
- ② 本校の各部が実施する実技試験に合格した者、又は同等の技能を持つと認められた者。

(奨学金の支給)

第6条 奨学生には、次のとおり奨学金を支給する。

(1) 育英奨学生

- ① 育英奨学生Aは、入学申込金・入学時施設費、及び授業料・維持充実費を支給する。
- ② 育英奨学生Bは、入学申込金・入学時施設費、及び授業料・維持充実費の3分の2を支給する。

③ 育英奨学生Cは、入学申込金・入学時施設費の半額、及び授業料・維持充実費の半額を支給する。

(2) 特技奨学生

① 特技奨学生Aは、入学申込金・入学時施設費、及び授業料・維持充実費を支給する。

② 特技奨学生Bは、授業料・維持充実費の3分の2を支給する。

③ 特技奨学生Cは、授業料・維持充実費の半額を支給する。

2 前項各号における奨学生のうち、就学支援金受給者に対する奨学金は就学支援金相当額を差し引いた額とし、別表の金額を支給する。

(奨学生の申込)

第7条 奨学生を希望する者は、受験前に本校所定の奨学生(希望)申込書及び在籍する中学校校長の推薦書を提出しなければならない。ただし、本校の実施する入学試験において、優秀な成績を修めた者で育英奨学生に推薦された場合は、この限りではない。

(奨学生選考委員会)

第8条 奨学生選考及び適格審査のために、奨学生選考委員会を置く。

2 奨学生選考委員会は、運営委員会のメンバーで構成する。

3 奨学生選考委員会に、校長が必要と認める者を出席させることができる。

(奨学生及び奨学金の決定)

第9条 校長は、奨学生選考委員会の議を経て、奨学生及び奨学金の内容を決定する。

(奨学生の適格審査)

第10条 校長は、奨学生選考委員会にて、奨学生の適格審査を年度末に行う他、必要に応じ臨時に行う。

(奨学金の支給停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生選考委員会の議を経て奨学金の支給を停止することがある。

(1) 育英奨学生が学業成績不振に陥ったとき。

(2) 特技奨学生が該当の部活動又は特別活動に所属しなくなった場合、ないしはその参加状況・態度に問題があると認められたとき。

(3) 本校生徒としての本分にもとる行為があったとき。

(4) 長期疾病又は休学のため成業の見込みがたたないとき。

(5) 転退学・留学するとき。

(6) その他、奨学金の支給停止が妥当と認められたとき。

(奨学金の再支給)

第12条 前条の第1号又は第2号に該当し、奨学金の支給を停止された生徒で、その後、成績向上が著しく、又部活動や特別活動の参加状況・態度に改善著しい者については、奨学生選考委

員会の議を経て、再び元の奨学金を支給することがある。

(奨学金の返還)

第13条 第11条に規定する奨学金の支給停止について、同条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当する生徒は、すでに支給された奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、第2号該当者のうち、やむを得ざる病気・怪我等の理由で部活動又は特別活動に所属できなくなった場合、第5号該当者のうち保護者の転勤等やむを得ない事情による場合は、返還を免除することがある。

(内規)

第14条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、中村学園三陽中学校・中村学園三陽高等学校奨学生規程(平成2年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

(別表)

奨学生区分		入学時の奨学金			毎月の奨学金	
		入学申込金	入学時施設費			
			外部	一貫生	授業料	維持充実費
育英奨学生	A	全額	全額	全額	※1	全額
	B	全額	全額	全額	※2	3分の2
	C	半額	半額	半額	※3	半額
特技奨学生	A	全額	全額	全額	※1	全額
	B	—	—	—	※2	3分の2
	C	—	—	—	※3	半額

※1 授業料－就学支援金－保護者負担軽減費

※2 (授業料－就学支援金)×2/3－保護者負担軽減費

※3 (授業料－就学支援金)×1/2－保護者負担軽減費

※ 計算の結果生じた10円未満の端数は切り捨てる